

青 仁 会 慶 弔 規 程

(目 的)

第 1 条 医療法人青仁会の職員（本採用 1 年未満の職員及び臨時並びにパート職員を除く。以下、職員という。）に対する慶弔金の支給については、この規程に定めるところによる。

(慶弔金の種類)

第 2 条 職員に支給する慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 弔慰金

(結婚祝金)

第 3 条 職員が結婚したときは、結婚祝金として 10,000 円を支給する。なお、職員同士の結婚の場合は、それぞれに支給する。

2 再婚の場合に支給する結婚祝金は、前条に定める金額と同額とする。

第 4 条 前 2 条に定める結婚は、法律上の結婚に限る。

第 5 条 結婚祝い金は、結婚届の提出後に総務担当者から本人に手渡す事とする。
尚、その際に職員は受領書に署名を行うものとする。

(弔慰金)

第 6 条 職員又はその家族が死亡した場合は、次に定める弔慰金を支給する。

- ① 職 員 10,000 円
- ② 職員の配偶者 5,000 円
- ③ 一親等の親族及び同居している一親等の姻族 5,000 円
- ④ 二親等の親族（同居に限る） 5,000 円

第 7 条 SGM・TOL 以上の管理職において前条第 1 号から第 3 号に該当する場合には、弔慰金に添えて 20,000 円相当の花輪又は生花を贈る。

第 8 条 弔慰金は、弔慰金申請書・報告書に従って総務担当者から本人に手渡す事とする。尚、その際に職員は受領書に署名を行うものとする。

(その他)

第 9 条 前条までの規定によりがたい特別の事情があるときは、これによらないことができる。

付 則

この規程は、平成 13 年 7 月 1 7 日より実施する。

平成 30 年 11 月 1 日

第 5 条 改定

第 8 条 改定